

独立行政法人自動車技術総合機構の保有する文書等の公開に関する規程

制 定	平成 14 年 9 月 30 日規程第 40 号
一部改正	平成 18 年 4 月 3 日規程第 1 号
一部改正	平成 27 年 3 月 26 日規程第 17 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日規程第 45 号
改正	平成 31 年 4 月 23 日規程第 4 号

(目的)

第 1 条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の保有する文書等の公開については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 14 年政令第 199 号。以下「施行令」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(開示請求窓口)

第 2 条 機構における法第 4 条の開示請求の窓口は、機構総務部総務課とする。

2 開示請求の方法は、前項の窓口を開示請求書を直接提出する方法又は開示請求書を郵送する方法によるものとする。

(開示請求書等様式)

第 3 条 法及び施行令並びにこの規程において規定する開示請求書、通知書及び意見書等の様式については、別表第 1 の種類ごとに定める様式による。

(開示文書の閲覧)

第 4 条 法第 15 条第 1 項の閲覧は、機構総務部総務課において行うこととする。

2 前項の閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(電磁的記録の開示方法)

第 5 条 法第 15 条第 1 項の電磁的記録の開示方法は、別表第 2 の法人文書の種別ごとに同表の中欄に掲げる開示の実施方法による。

(手数料の額等)

第 6 条 手数料の額等については、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書 1 件につき 300 円
- (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書 1 件につき、別表第 2 の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第 15 条第 5 項の規定によりさらに開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が 300 円に達するまでは無料とし、300 円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が 300 円を超えるときを除く。）は当該基本額から 300 円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなす。
 - (1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接に関連を有する法人文書（保存期間が 1 年以上のものであつて、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接に関連を有する複数の法人文書
- 3 手数料の額は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）第 13 条の額と同額とする。

(手数料の納付方法)

第 7 条 第 6 条の手数料の納付は、次によることとする。

- (1) 開示請求において必要となる開示請求書（様式第 1 号）及び開示を受けるにあたり必要となる開示の実施の方法等申出書（様式第 14 号又は第 15 号）、更なる開示の申出において必要となる申出書（様式第 16 号）を第 2 条の窓口へ直接提出する場合にあつては、必要となる納付の額を現金又は郵便小為替によって納付すること。
- (2) 前号の開示請求書又は申出書を第 2 条の窓口へ郵送する場合にあつては、必要となる納付の額を為替（郵便局の定額小為替証書又は普通為替証書）にして、当該開示請求書等に添えて郵送すること。
- 2 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(開示実施手数料の減額及び免除)

- 第8条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を記載することとする。
 - 4 理事長は、第2項の申請により開示実施手数料を減額し若しくは免除しようとするとき又は減額し若しくは免除することができないときは、申請者に対してその旨通知することとする。
 - 5 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(情報提供の方法)

- 第9条 法令及び規程により行われる情報の提供は、閲覧窓口(独立行政法人自動車技術総合機構文書閲覧窓口設置規程(平成28年規程第33号)第1条に定める閲覧窓口をいう。)に備えて一般の閲覧に供する方法及び法人の外部公開ホームページへ掲載する方法により行うものとする。ただし、法令又は他の規程に定めのある場合については当該法令又は規程の定めるところによる。

附則

この規程は、平成14年10月1日から適用する。

附則(平成18年4月3日自総総第134号)

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則(平成27年3月26日自総総第102号)

この規程は、平成27年3月31日から適用する。

附則(平成28年3月31日規程第45号)

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附則(平成31年4月23日規程第4号)

この規程は、平成31年4月30日の翌日から施行する